

浜田市告示第 16 号

浜田市バス運行対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市バス運行対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市バス運行対策費補助金交付要綱（平成 17 年浜田市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に改める。

様式第 1 号中

「

名称及び代表者氏名 ㊟ を

」

「

名称及び代表者氏名

※ 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きし
ない場合は、記名押印してください。

に改める。

」

様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 6 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の浜田市バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の運行に係る補助金について適用する。